

二ノ丸権現様興廢記

入口 敦志

はじめに

江戸城内の東照宮といえは、ほとんどの人が紅葉山の東照宮を思い浮かべるであろう。元和四年（一六一八）に創建された紅葉山の東照宮は、幕末に到るまで存続し、遠方の日光東照宮に代わり、もともと身近な東照宮として將軍家の尊崇を集めていた。しかし、ごく短い間ではあったが、二ノ丸にも東照社が祀られていたことはあまり知られていない。稿者はかつて、江戸幕府における柳営連歌について考察（『將軍の連歌』）した折、この二ノ丸東照社の祭祀と柳営連歌の御連衆選定との間に密接な関係があることを明らかにした。本稿では、その折に触れられなかったことやその後得た知見などを交えて、文学や絵画といった文化的な営みと東照宮の祭祀との関係を考察してみたい。また、併せて、祐徳稲荷神社中川文庫に所蔵される『二ノ丸権現様鶴記』を翻字し、紹介する。

なお、東照宮の呼称については、正保二年（一六四五）の「官号宣下」までは東照社、それ以後は東照宮と呼ぶのが正しいが、本稿においては、官号宣下以降も存続した日光や紅葉山は東照宮、二ノ丸は東照社と呼ぶこととする。また、記述の都合により、前稿『將軍の連歌』における記事と重なる部分があることをあらかじめおことわりしておきたい。

『東照社縁起』の二ノ丸東照社

真名本『東照社縁起』（以下「真名縁起」）上巻は、寛永十二年（一六三三）五）天海の撰文、後水尾院の宸筆という力のはいつたもので、寛永十三年（一六三六）日光東照宮の大造替完了の正遷宮の時に奉納されている。仮名本『東照社縁起』（以下「仮名縁起」）は、寛永十七年（一六四〇）の家康二十五回忌のために企画されたもののように、寛永十六年（一六三九）九月中旬には天海と尊純法親王による撰文と狩野探幽による絵は出来上が

っていた。その後「仮名縁起」本文を、後水尾院をはじめとして、良想法親王、九条幸家、近衛信尋ら二十四名が清書。また「真名縁起」中巻下巻も、同じ二十四名の人々の手になる寄合書きで、「仮名縁起」とほぼ時を同じくして完成し奉納されたらしい。この間の事情は『続々絵巻物大成 東照社縁起』の神崎充晴氏の解説に詳しく、以下縁起についての記事は基本的にこれによっている。

本稿との関わりで重要なのは、二羽の鶴が二ノ丸東照社の建設予定地に降り立つという瑞兆を「仮名縁起」巻四の第一段に入れていることで、以下の詞書がある。

寛永丁丑夏のはじめ、征夷大将軍家光東照大権現の靈威をあがめられ、城郭のうちにもとよりありし神殿を、猶孝敬のふかきあまり、瑞籬の内外いま一しほの莊嚴をそへ、造替あるべきにて、其所を定給ふ。折しもまな鶴二つとび来り、しばらくありて東のかたにさる。かくあやしく妙なることをおもひて、世に鳴騷人墨客、をの／＼心々にやまともろこしのため度ためしを勘へて、ほめ奉る中にも、大僧正天海の祭文の詞には、神の御社を都卒内院と号し、仏のみてらを金剛淨利と名づけ、敬神を以て国の法とすとかけり。又宣帝世宗廟をまつれる日、白鶴きたりて、後庭にあつまりし瑞を引て祝せしをば、やがて内陣にぞ納をき給ひける。されば、靈神此鳥に駕し来て、万代不易の所をしめし、大樹のことぶきは千季の、ちまでもたまち給はむ事を告給ふよと、世こそぞりてあみさかへけるとや。

『東照社縁起』巻四 第一段

30

このあとに、二羽の鶴が東照社建立予定の地に降り立ち、それを群臣と天海らしい僧侶が見ている場面が絵画として描かれている。

施主ともいべき家光の名が、「仮名縁起」詞書中、ここにはじめて出てくることは、注目すべきこと。「真名縁起」下巻にも、家光の家康への尊崇の念を書き記した部分に、「改作江城殿舎」の縄張りの上に二羽の鶴が降り立ったことが記される。「真名縁起」のこの部分は、ここに翻字した祐徳稲荷神社中川文庫蔵『二丸権現様鶴記』中の、天海による文章とほぼおなじものである。ただし、『二丸権現様鶴記』では、冒頭の次の文章がなく、内容だけでは二ノ丸のことであるのか日光のことであるのか判断としない。外題に「二丸」とあるために、その部分を省いたものか。

改作江城殿舎尊天重道為先宗廟内権現引境地双鶴忽然舞来靈瑞偏御神力故也所以依

大樹公鈞命大僧正天海奉祝云々

『東照社縁起（真名縁起）』下巻

逆に『二丸権現様鶴記』の最後の部分、「天海謹言」と「東照大権現御宝前」の間にある「寛永十四年卯月如意珠日」という年紀が、「真名縁起」ではなくなっている。両書をつきあわせることにより、「真名縁起」の「改作江城殿舎」が寛永十四年の二ノ丸東照社造立のときのことである

ことが明らかに、「真名縁起」において、この場面が後に補われたと推測されるのだが、このことは後述する。「真名縁起」においては、東照大権現一般の事蹟として全体の流れに組み入れるために、個別の年紀を省き、「江城殿舎」という漠然とした表現にしたものではなかったか。

「仮名縁起」にいう「天海の祭文」は、「真名縁起」にあるものを指し、「仮名縁起」ではその一部を仮名に和らげて、ごく簡潔に記している。ここでは、「真名縁起」が先に出来、それを利用して「仮名縁起」が出来ていることを確認しておきたい。

「仮名縁起」についてみても、この場面の詞書の清書を後水尾院が行っていること、絵の構図が探幽独自のものであることの二点が、この場面が特別であることを物語っていると思われるのだが、以下、それぞれについて詳しくみてみよう。

後水尾院の染筆については、次の書状の文面がその事情を良く伝えている。

(前略)

一、仮名縁起、少々仙洞染筆せられ候様に、板周防守、権大納言を以つて内々言上候処、江戸従り仰せ入れられ候はば、御筋氣に候故、一円御筆叶へられ難く思し食し候へ共、染筆せらるべきの由、仰せに付き、板周防守より酒讀州へ、右の趣申し越され候に付き、則ち上意を得られ候処、末代の為、第一の初段並びに白鶴の段、宸筆を染められ候様にとの義申し来り、御同心の事に候。表向きは我等に申し上げ候

様にとて、昨日院参候て言上候。弥、相違なく通り候間、御心安かるべく候。千万々々目出度き儀に候。先月二十三日、板周防、爰元へ来られ候て、宸筆の儀、何とぞと、内々談合申され候間、後柏原院宸筆の縁起、真如堂にもこれ有る由語り候へば、古へも左様の儀候はば、猶以つて権現の縁起に候条、遊ばされ候様、有り度きとの事にて、色々精を入れられ候故、此くの如く候。御心得候て、板防州へ、次の時分、能々御申し尤もと存じ候。今、明日中に、料紙等仙洞へ持参申し通せしむべく候。その外清書の衆へは、板倉より申し入らるべき旨に候。万事、板防州入魂にて申し談じ候間、縁起も早々出来申すべく候。御心安かるべく候なり。(後略)

「尊純法親王書状天海宛、寛永十七年二月七日」「慈眼大師全集」上
「真名縁起」上巻同様に「仮名縁起」についても後水尾院に染筆を依頼したものの、院は腕の筋を痛めているとすることで染筆は難しいということであった。しかし、院がお書きになるということになったので、板倉重宗から酒井忠勝をとおして家光に報告。家光はせめて末代のために初段と白鶴の段だけでも院に書いていただきたいという意向なので、昨日私尊純が院にそのことを言上したところ、承知していただいたので安心して下さい、ということが骨子となっている。

「真如堂縁起」における後柏原院の先例を持ちだしてくるなど、少しでも後水尾院に染筆してほしいという幕府側の執念を感じさせる文面である。そのなかで注目したいのは、せめて最初と白鶴、つまり二ノ丸東照社

引地の際の鶴の瑞兆の部分だけでも御染筆をお願いしたいという家光の意向があったこと。つまり、家光がいかにかこの二ノ丸東照社の鶴の瑞兆を重視していたかが、ここからうかがえるのである。

絵の方はどうであったか。

探幽は「仮名縁起」の絵を描くにあたり、参照すべき資料を博搜していた。寛永十三年（一六三六）正月、「釈迦堂縁起」「融通念仏縁起」を京都から江戸に借用するため、老中から京都所司代板倉重宗に対し奉書が出されているように、探幽の「仮名縁起」作画のための資料収集に、幕府が全面的に協力していることが知られている。また、畑麗氏（東照宮縁起絵巻の成立）【国華】一〇七二号）によれば、探幽は「仮名縁起」中に次のような絵巻類を採り入れているらしい。借用の奉書にあった「釈迦堂縁起」「融通念仏縁起」をはじめ、「当麻寺縁起」「西行物語絵巻」「聖徳太子絵伝」「平治物語絵詞」「後三年合戦絵詞」「菅田宗廟縁起」の八種の絵巻類を「仮名縁起」全二十五段中、十段にわたり十六箇所を利用していているのである。

探幽が「釈迦堂縁起」などを借用した寛永十三年（一六三六）正月といえ、二ノ丸東照社の敷地に二羽の鶴が舞い降りる寛永十四年（一六三七）四月より一年以上前。つまり二ノ丸東照社引地の場面は、「仮名縁起」構想当初からあったものではなく、鶴の瑞兆が現れた後に急遽挿入されたものと考えられよう。だとすれば「仮名縁起」が引用している「真名縁起」中の天海の文章も、寛永十三年の構想段階では無かったはずのもの。ということ「真名縁起」においても、鶴の瑞兆は後の挿入と考えられる。ま

た、探幽が絵を描いている時に目の前で起きたことを描いたのであれば、实景に基づいて描かれたと考えられ、この場面の絵が他の絵巻などから構図をとっていないのも当然のことといえる。

後世の目から見て、家康の事蹟とその死後の祭祀を描く「東照社縁起」において、二ノ丸東照社などはそれほど重要なものとは思われない。江戸城には既に元和四年（一六一八）に秀忠により紅葉山に東照宮が勧請されており、その後、名古屋城内など、御三家や各大名家など全国に続々と東照宮が勧請建立されてきた。二ノ丸東照社もそういう多くの東照宮の一つに過ぎないのである。

冒頭にも述べたように、多くの人にとって江戸城内の東照宮といえは紅葉山東照宮であり、二ノ丸の東照社を思い浮かべる人はほとんどいないであろう。寛永期に描かれたという説もある国立歴史民俗博物館蔵「江戸図屏風」にも、紅葉山東照宮参詣からもどる將軍を乗せたとおぼしき輿と群臣の行列が描かれている。ただし、その場の押紙には「紅葉山東照大権現宮」と書かれており、景観・作成年代はともかく、押紙は宮号宣下のあった正保二年（一六四五）以降に貼られたと考えべきか。いずれにせよ、江戸城内の景観を描くにあたり、紅葉山東照宮が重要な建造物のひとつと認識されていたことは充分にうかがえる。しかし、一方の二ノ丸東照社は、種々の江戸図屏風などにも描かれることはなかった。このように、一般にはそれほど重要視されていたとはいえない二ノ丸東照社の瑞兆を、それも既にある程度の構想が出来あがっていたはずの「真名縁起」「仮名縁起」に新たに入れるには、相当の理由があったと考えなければならぬ。

また、記述の順からも、あとからの挿入であることがうかがえる。「仮名縁起」では、巻一から巻二にかけて家康の主要な事蹟が描かれたあと、巻三で家康が死去し、日光に葬られる。その後は日光山の縁起、開基勝道上人の事蹟などの記述が続き巻三が終わる。次の巻四冒頭に、先に引用した寛永十四年（一六三七）の二ノ丸東照社の鶴の瑞兆のくだりがあるのだが、そのあとに寛永十三年（一六三六）の日光東照宮造替と遷宮、大々的な法要の記事が続き、記述が時系列に沿っていない。絵だけを見ていて、鶴の瑞兆を二ノ丸でのことと意識しなければ、それが建立前の地引の儀式、つまり地鎮祭の折の出来事であることも手伝って、あたかも日光東照宮の造替にあたり、瑞兆が現れたかのようにも見える。あるいは意図的にそのように構成されたものであろうか。しかし、実際の時間の経過は逆であり、詞書だけを読めば、いかにも無理に挿入されたような印象をうけてしまう。「真名縁起」においても、年紀が付されていないため、この鶴の瑞兆があたかも日光東照宮の大造替に先立つもののように読めてしまうのは「仮名縁起」と同様であり、これも意図的にそのように配置されたものだろうか。いずれにせよ、この話の挿入には家光の意向が強く働いていたと考えられる。縁起の施主である家光以外に、縁起の構想を大きく変えることのできる人物は想定できない。家光にとって二ノ丸東照社は特別の思い入れのもとに建立された御宮といえるし、それだけに鶴の瑞兆は、大変強い印象をあたえたものだった。

では、それほど強く印象に残った瑞兆とはいかなるものだったのか。

二ノ丸東照社創建

大御所秀忠が寛永九年（一六三二）に没すると、家光は次々と代替わりの施策を行っていった。その総仕上げともいえるべき事業が、寛永十三年（一六三六）に完成する江戸城惣郭の形成と日光東照宮の大造替である。その完成直後に、本稿でとりあげる二ノ丸東照社の本格的な造営にかかることになる。

江戸城内には、すでに述べたように、元和四年（一六一八）に秀忠により紅葉山に東照宮が創建され、また元和八年（一六二二）にはやはり秀忠により本丸天主台下に東照社が造立されていた。ところがこの本丸天主台下東照社は、寛永十二年（一六三五）には浅草寺に下げわたされ、移築されている。

御本丸東照大権現之古御宮、浅草へ被遣之。建立入用等迄、依被仰付、為御礼智楽院僧正御目見

【寛永日記】寛永十二年七月十二日

右のとおり、建設の費用をつけての下げわたし、しかもこの時の浅草寺智楽院僧正は、忠尊という人物であったことに注目したい。

忠尊は、後述するように二ノ丸東照社の祭祀を任されていた人物。この記録が、二ノ丸東照社の建立構想があったことを示すものであることは、

『東京市史稿皇城篇』において考証されておりであろう。この時から忠尊が二ノ丸東照社の祭祀に関わるということが、既に決まっていたと考えられる。

浅草寺の資料には、この時のことが次のように記される。

同（寛永）十二年二之御丸に 権現様御宮御造立被遊、紅葉山御宮与兼帯に被 仰付候、正五九月は紅葉山へ行列の御社参、二ノ丸御宮江
者毎月御参詣、其節者於両御宮奉幣、先師忠尊相勤候

『御府内備考統編』卷二十八

これによれば、既にこの時点で、二ノ丸に東照社が建てられおり、忠尊がその祭祀を行っていたことになる。本九天主台下東照社を浅草寺に移したおりに、二ノ丸に東照社を創建したものであろうか。寛永十二年（一六三五）の二ノ丸東照社創建については、ほかに史料がないようであるが、『東京市史稿皇城篇』に付された「二之丸御指図」にも二ノ丸に「御宮」が描きこまれている。寛永十二年（一六三五）、江戸城二ノ丸の大規模な拡張工事が行われており、この「二之丸御指図」はその時のものと考証されているもの。「御宮」と書かれていることからして、これが東照社であろう。位置は潮見坂の途中から北側に入っつてすぐのところ、本丸の石垣を背にしてほぼ東面して建てられているように見える。とすると、やはり寛永十二年（一六三五）には東照社が二ノ丸に創建されていたものと考えらるべきか、あるいは、この「二之丸御指図」が寛永十四年（一六三七）以

降のものであるのか、疑問が残る。ここでは、浅草寺の資料に従い、寛永十二（一六三五）年には既に東照社が二ノ丸に創建されており、忠尊がその祭祀にあたっていたと考えておきたい。

引用した浅草寺の資料には、紅葉山東照宮へは年に三回の社参、それに對して二ノ丸東照社には毎月の参拜という記事も見え、ここでも家光の二ノ丸東照社への執心のほどがうかがえる。紅葉山へは「行列の御社参」とあるのが、先にみた国立歴史民俗博物館蔵「江戸図屏風」に描かれる紅葉山社参からの將軍還御の行列と照応しており、この点も興味深い。

しかし、二ノ丸東照社の大規模な作事については、二年後の寛永十四年（一六三七）の正月に本格的に動きだしたよう、小倉藩主小笠原忠政（後に、忠貞と改名）を責任者とし、久留米藩主有馬豊氏と家光の側近の一人である阿部重次が手伝いを命じられる。

建築にあたり、社殿をどの方向に向けて建てるかがまず問題になったよう、その事情が林羅山の「場内神廟靈鶴記」に次のように記される。祐徳神社中川文庫蔵「二丸権現様鶴記」にも載せられているので、原文は翻字の方を参照していただきたい。

奉行である小笠原忠政は、宗廟は南面して建てるべきであると主張。それに対し家光は、東でも南でも可であるが、東照大権現という神号からみれば東面して建てるべきであるとし、神意をうかがうために闕をひくことにした。使者として佐久間将監実勝が忠尊のもとに赴き、神意をうかがうと、占闕を依頼。三月十七日、忠尊が東を一、南を二として神意をうかがうと、三度まで一を得た。また、紙片に東と南の文字をそれぞれ記して丸め、ひ

いてみると、ここでも東の文字を得る。神意はすべて東を選んでゐるわけであり、よつて東面して建てることに決定。これにより人々は、家光の意志がよく東照大権現の神意を反映していることを知った、というのである。

これは、『吾妻鏡』にある、治承四年（一一八〇）十月十二日、源頼朝が園によって鶴岡八幡宮を現在の地に遷した記事を踏まえたもの。羅山は二ノ丸東照社に対して、あたかも鎌倉幕府における鶴岡八幡宮と同様の地位を与えようとしているようにも見える。

そして、いよいよ地引の日がやってくる。その様子は『大猷院殿御実紀』に次のように記される。

○（四月）五日二丸の御宮経営せらる、地にならせ給ひしに、双鶴雲中より舞降り、その地にとまり、しばらくして東をさして飛さりしかば、御感斜めならず、大僧正天海祝詞を奉り、沢庵は頌并序を獻じ、烏丸大納言光広卿も折ふし在府ありければ、国字の記并和歌二首を詠じて奉らる。また儒臣林信勝に命ぜられその記をつくらしめらる。

（略）

世に伝ふる所は、この朔日経営すとて諸司会集し、工人雲霞のごとくつどひたる中に、鶴一来りて下りければ、小笠原右近大夫忠政が家司これをとらへんとせしが、その鶴は御庭にかはせ給ふ所のものと聞て、とらへず追立しに、かさねて双鶴相従て空より舞下り、縞衣玄裳羽儀端正にして、いかにも神の使者と見えれば、衆人手をこまぬいてこれをみるに、しばらくして東南に飛行しとぞ。希代の祥瑞なりと聞え

上しかば、御感な、めならず。宰臣近習の輩に宴を給はり、樂歌を奏し、天海をはじめ僧侶美服を纏頭せらる。 『大猷院殿御実紀』

四月一日、二ノ丸東照社建設地の地鎮祭の折に、二羽の鶴がその地に舞い降り、そのことに家光がいたく感動したのであった。天海を初めとする四人の文章の原文については『二丸権現様鶴記』を参照していただきたいが、そのすべてに共通するところは、家光が家康の意を大変良く受けているということであろう。光広の和歌「宮つくりうれしき神の御意と千とせやつけて鶴も立まふ」に代表されるように、家康が家光の二ノ丸東照社造営を大変喜んでおり、その徴として二羽の鶴が舞い降りたということが、他の文章中にも再三述べられている。つまり、家光の感動の源は、家光自身の意志が家康の意志と同じであったということ、鶴の飛来により確認できたところにあった。

二ノ丸東照社荘嚴としての文芸

さて、『大猷院殿御実紀』に記される「大僧正天海祝詞」「沢庵の頌并序」「烏丸大納言光広卿の国字の記并和歌二首」「儒臣林信勝の記」のすべてが、ここに翻字した祐徳稲荷神社中川文庫蔵『二丸権現様鶴記』に収められている。この四人が當時を代表する文化人であったことは言うまでもなく、そういう人々に鶴の瑞兆を言祝ぐ文章を書かせたことから、家光の二ノ丸東照社への思い入れの深さが知れよう。また『二丸権現様鶴記』のよう

な写本が作られたことは、二ノ丸東照社での鶴の瑞兆は当時の人々の興味
のまともであつたことを示していると言える。

二羽の鶴の飛来は、もはや二ノ丸東照社の建立に関わるささやかな挿話
ではなく、東照大権現家康と家光との魂の交流を描く壮大な説話として喧
伝されるようになった、と言つても過言ではあるまい。「仮名縁起」「真名
縁起」において、鶴の瑞兆を大きな流の中に位置づけようとしていること
も、一つの証左となるであろう。

これ以後晩年に至るまで、家光はしきりに家康のことを夢想するように
なるようで、例えば、日光東照宮にある御夢想の肖像画は、寛永十六年
(一六三九)十二月十六日に始まり、寛永十九年(一六四二)十二月十七
日、同年同日、寛永二十年(一六四三)八月二十一日、寛永二十年九月二
十九日、寛永二十年十二月二十八日、正保四年(一六四五)十二月二十五
日、それに無記年のもの、全八点が狩野探幽によつて描かれている。

また、文芸においても、御夢想の連歌が数回にわたり記録されている。
寛永十六年(一六三九)十一月五日には、「呉竹の代々を重ねて庭の面に
色もかはらぬ世の久しきは」の和歌を夢想に得て、夢想連歌の興行を行つ
ている。その後吉良義冬を日光東照宮に代参させて、この夢想連歌と太刀
を神前に奉納した。寛永十九年(一六四二)一月の連歌は、家康命日の十
七日に江戸城内紅葉山東照宮に参詣する直前に夢想を得た「松が枝に花の
咲けるあした哉」という発句に、家光自身が「霞を分けて出るもろ鶴」と
いう脇を付け、第三を天海が勤めている。「もろ鶴」とは、まさに寛永十
四年(一六三七)四月一日、二ノ丸東照社造営地に降り立つた二羽の鶴を

指しており、その瑞兆がいかに強く家光の印象に残っていたかが知れよう。
家光はこの二羽の鶴に家康と自分を重ね合わせていたのではなかったか。
「心も体も一ツ」になりたい家康の声を夢にまでも聞きたかつたのである。
これ以外にも夢想の連歌は記録されているが、すべて寛永十六年(一六三
九)以降のものであり、このころに家光の家康への思慕の情のたかまりが
あつたことがわかる。

臨時の御夢想の連歌だけでなく、毎年儀式としてとりおこなわれる正月
の柳営連歌会さえも、東照社祭祀の場として位置づけられるようになった
と思われる。詳細はすでに拙稿「將軍の連歌」に記したので、そちらを参
照していただきたいが、かいつまんで説明をしておきたい。

先に述べたように、寛永十四年(一六三七)の二ノ丸東照社造営にあた
つては、浅草寺の忠尊が東照大権現の神意を得るための鬮引きを執り行う
など、その祭祀において重要な役割を担っていた。二ノ丸東照社落慶の翌
寛永十五年(一六三八)の正月二十日の柳営連歌会では、忠尊が第三の作
者として抜擢される。第三の作者は、後には將軍が詠むべき脇句の代作を
するようになるなど、柳営連歌においては非常に重要な地位を与えられて
おり、基本は連歌師である里村家の者が担当、それ以外に日輪寺の代々の
其阿が数回担当した他は、臨時にほんの数人が勤めたに過ぎない。それほ
ど重要な第三の作者として連歌師でもない忠尊が抜擢されたのは、やはり
家光の強い意向があつたのこころと考えるべきであろう。更にその後忠尊の
あと、同じく浅草寺の見海が寛永十七年(一六四〇)から、見海が慶安元
年(一六四八)から第三作者を継承し、家光が没する慶安四年(一六五一)

まで実に十四年間にわたり東照社祭祀を司る僧侶が独占したことになる。これは、家光の強い意志によって、柳営連歌の場が東照社祭祀の場として営まれたことを意味していると考えられるのである。

ところが、家光のあとを継いだ家綱の最初の柳営連歌会である承応元年（一六五二）正月十一日の連歌会からは、東照社の祭祀を行っていた浅草寺の僧侶は第三を受けもつことはおろか、その名が柳営連歌の御連衆からも消えてしまい、以後幕末に至るまで柳営連歌に参加することはなくなってしまう。家綱はこの年十二歳であり、その意志で御連衆を決めたとは考えられず、そこには後見役である保科正之らの意向が大きく働いていたと想像されるのだが、そのことは後述する。

以上のように、当代を代表する文化人たちによる文章や、柳営連歌や御夢想の連歌など、文芸によって東照社が荘厳されている様子がうかがわれる。これは、例えば日光東照宮が、豪壮な建築物やそこに施された精緻な彫刻などによって荘厳されているのと軌を一にしているとも言えようか。無論真名仮名両「東照社縁起」における後水尾院を初めとする公家たちの染筆や、探幽による縁起の絵や御夢想の肖像画も、すべてが東照大権現家康を荘厳しているのだと言うべきであろう。さらに、寛永十九年（一六四二）には、紅葉山に京都の三方楽所から楽人達が集められ紅葉山楽所が編成され、以後東照宮の祭祀に勤仕することとなる。雅楽奏楽の様子は、「仮名縁起」中、日光東照宮での法要の場面に絵として描かれてもおり、音楽の面でも一層の荘厳がすすめられていることがわかる。各方面にわたる壮大な荘厳の背景には、再三述べたように、家光の家康に対する強い思

慕の念があったことを確認しておきたい。

日光東照宮に所蔵される、寛永十七年（一三三〇）八月に家光の乳母春日の局が奉納した祝詞には、次のようなことが書かれているという。

おなじく四月廿二日のあかつき、これ又ふしぎの御れいむあり、うまのくちに、松のはをつけて、ごんげんさまの御みきとて、つゆを、君にたてまつる、それより此かたいよく御げんきあり。これも内の御みやの方より、こくうに申きたりぬ。

「徳川家光公伝」

「内の御みや」とは、二ノ丸東照社のこと。その東照社の方から虚空を馬が飛んできて権現様からの御神酒の露を家光に渡し、それによって病気が癒えたというのである。この祝詞にはほかに二ノ丸東照社に関わる奇瑞が記されており、ここにおいて家光にとっての二ノ丸東照社は東照大権現そのものであったことがわかる。その祭祀を司る忠尊らを柳営連歌に参加させることが、家康祭祀の意味合いを帯びていることは、このことから傍証されるであろう。家光にとつては、二ノ丸東照社もつとも身近なまさに「ごんげんさま」と呼ぶのがふさわしい存在であった。その権現様との心の交流が、夢想の肖像画や連歌などに如実に表れていると言つてよいであろう。

二ノ丸東照社の廃止と忘却

慶安四年（一六五二）四月二十日、家光が没すると、家綱が十一歳で將軍となり、家光の弟保科正之が幼將軍を補佐する体制がしかれる。

先にも述べたように、早速翌年、正月の柳營連歌会から見海の名前が消え、東照社祭祀を司る僧侶が、以後いなくなってしまう。

更に、承応二年（一六五三）から紅葉山東照宮と秀忠廟である台徳院靈屋の修築が始まり、同時に家光のために大猷院靈屋が新造され、翌承応三年（一六五四）に完成。九月十六日には、勅使を迎えて紅葉山東照宮の正遷宮が行われ、翌十七日に家綱が参詣した。

この時、二ノ丸東照社の神位は紅葉山東照宮に遷され、ここに二ノ丸東照社は廃止となった。二ノ丸東照社の建物は川越の喜多院に移築されたという。これが現在の川越仙波東照宮にあたる。

こうしてみると、家綱の代になって急に二ノ丸東照宮を廃止する方向へと進んだようにみえる。確かに江戸城内に紅葉山と二ノ丸、それぞれに東照宮があり、それぞれに祭祀を行うことは、無駄の多いことに思われる。家光生前にはその強い思い入れにより存続していたものではあったが、代替わりによって家光の威光が消えたために、ついに廃止ということになったのである。あるいは、家光個人の思い入れの強さによって、死後その思い入れを継承し維持することは家光以外には重圧であり難しかったとも言えようか。つまり、家光の思い入れ故に、その死後即座に廃止されたとい

う一面もありそうである。

これ以後、二ノ丸東照社は急速に忘れ去られ、江戸城内の東照宮といえは紅葉山東照宮を指すようになったことは、冒頭に述べたとおりである。その忘却の一例をみてみよう。

寛永十四年（一六三七）の二ノ丸東照社の造営奉行であった小笠原忠政の事蹟を『寛政重修諸家譜』にみてみると、

（寛永）十四年おほせをうけて本城及び二丸の石畳を築き、又紅葉山御宮造営の普請をつとむ。このとき双鶴飛きたりて、宮地にくだる。人みな嘉瑞とす。七月六日これにあづかる家臣等に物を賜ふ。

『新訂 寛政重修諸家譜』第三

とある。二ノ丸に関しては石畳を築いただけで、二ノ丸東照社ではなく紅葉山東照宮の造営奉行をしたことになっている。双鶴飛来の嘉瑞も記されてはいるが、ここでは紅葉山での出来事となってしまうのである。同人の『寛永諸家系図伝』の記事をみてみると、そこには、

同（寛永）十四年の春、江戸の御城御作りかへの時、勝地をえらびたまひ、東照大権現の靈廟をきづきたまふ。忠政是を奉行す。四月朔日、靈鶴ならび飛て空より舞くだる。世こぞりて嘉瑞とす。將軍家はなだ感悦したまふ。

『寛永諸家系図伝』第四

とあり、東照大権現の具体的な場所については言及がない。しかし、寛永十四年（一六三七）に造営されたのが二ノ丸東照社であることは、寛永時点では書かずともおのずとわかっていたはずである。しかし時代が下った寛政の時点では、江戸城内の東照大権現といえは紅葉山東照宮であったため、具体的に場所を記されなかった「寛永諸家系図伝」の「東照大権現の靈廟」は、「寛政重修諸家譜」では「紅葉山御宮」と誤って記述されてしまったのであろう。江戸時代において、しかもその造営の榮譽を担った人物の最も依るべき史料においてさえ、二ノ丸東照社は忘れ去られていた、と言いうる。

この二ノ丸東照社の廃止は、単に無駄を解消するためだけに行われたことだったのか。まだ十代前半の幼將軍家綱が、これだけの判断を下すことが出来たのだろうか。

家康死後の祭祀について、山王一実神道の天海と吉田唯一神道の梵舜・金地院崇伝との間に論争があったことはよく知られている。結果は天海の主張する山王一実神道の方式により、東照大権現として日光に葬られることとなった。吉田神道の主張する明神号は、豊臣秀吉も贈られたもので、豊臣家の没落もあり縁起が悪いという点が、秀忠の決断を促したともいわれている。以後、家康の祭祀に関しては天海が一手に掌握することとなり、真名仮名両縁起の起草をするなどしていることは、既述した。江戸城内の東照宮についても同様で、祭祀を担当していた浅草寺の忠尊、見海、見海らはすべて天海に引き立てられ、その影響下にあった人物である。

一方、家綱の補佐役である保科正之が後に吉川惟足を重用していること

は注目に値しよう。吉川惟足は吉田神道の奥義を伝授された人物で、吉川神道を起こした。また、正之は山崎闇斎も重用するのだが、この闇斎も吉川惟足から吉田神道の伝授を受けている。惟足は、寛文七年（一六六七）には將軍家綱に召され、ついには天和二年（一六八二）綱吉より幕府神道方を命ぜられるに至っている。

正之が惟足や闇斎を重用するようになるのは寛文期に入ってからであり、慶安承応期の二ノ丸東照社の廃止と見海らの柳営連歌会からの締め出しは、直ちに正之の吉田神道への傾倒とむすびつけることは出来ない。しかし、見海らは二ノ丸東照社だけでなく、存続し続けた紅葉山東照宮の祭祀は行っていたのであり、二ノ丸東照社がなくなったとしても、東照大権現の祭祀の役割がなくなつたわけではない。だとすれば、東照宮祭祀の意味を持たせていたと思われる正月の柳営連歌会から締め出されることは、必然ではなかつたはずなのである。そういうことから見ても、少なくとも家綱の施策の背後に正之の意向がはたらいていたこと、その正之が吉田神道に傾倒する素地があつたことは考慮すべきだと考えるが、これらの点については今後の課題としたい。

寛永十四年（一六三七）の本格的造営から数えてわずか十七年にして二ノ丸東照社は廃止となり、その後忘れ去られることになる。しかし、家光の強い思い入れのもとに文芸や絵画をもって莊嚴に関わつたのは時代を代表する文人たちであり、一時期とはいえ世間の耳目を集め輝きを放つていたことは見直されるべきであらう。

(丁)

付、二ノ丸東照社関係略年表

- ・元和二年（一六一六）四月十七日
徳川家康没、久能山に葬られる。
- ・元和三年（一六一七）四月十七日
家康を日光に改葬。東照大権現の勅号を受ける。
- ・元和四年（一六一八）四月十七日
紅葉山東照社創建。
- ・元和八年（一六二二）
天主台下の東照社創建。
- ・寛永十年（一六三三）八月十九日
天守台下御宮遷宮につき、祝いとして大僧正に銀子等を与える。
- ・寛永十二年（一六三五）七月十二日
本丸東照社の古御宮、浅草に遣わされ建立。お礼のため智楽院僧正忠尊御目見。
- ・寛永十四年（一六三七）正月
東照社を二ノ丸に造営することとなり、小笠原忠政、有馬豊氏、阿部重次に手伝を下命。
- ・寛永十四年（一六三七）三月十七日
二ノ丸東照社の向きを決める圖をひき、東面して建てることに決す。
- ・寛永十四年（一六三七）四月一日
家綱生。

二ノ丸東照社地曳の式の折、造営地に鶴が二羽降りたつという瑞祥あり。40
瑞祥を祝い、近臣に宴を給う。また和歌、祝詞等を献ぜしむ。

- ・寛永十四年（一六三七）九月十七日
二ノ丸東照社上棟。
- ・寛永十四年（一六三七）九月二十六日
二ノ丸東照社正遷宮。青蓮院尊純法親王、勅使勧修寺経広。
- ・寛永十四年（一六三七）九月二十七日
二ノ丸東照社法事。舞楽（龍王、納曾利）奉納。
- ・寛永十四年（一六三七）九月二十八日
尊純、経広、天海らに褒賞。
- ・寛永十四年（一六三七）九月晦日
二ノ丸東照社、祝賀の能。
- ・寛永十四年（一六三七）十一月十九日
二ノ丸東照社造営関係者に行賞あり。
- ・寛永十八年（一六四一）正月六日
二ノ丸東照社修築、奉行・久世広之、手伝・松平信綱、阿部忠秋、稲葉正則。
- ・寛永十八年（一六四一）二月六日
江戸市街の火事により、木材賃金等高騰につき、東照社の修築を一時中止。
- ・寛永十八年（一六四一）八月三日
家綱生。

・寛永十八年（一六四二）十一月七日

二ノ丸東照社修築竣工の褒賞。

・寛永十九年（一六四三）

東照大権現祭祀のため、京都の三方学所より楽人を集め、紅葉山に在勤するようになる。紅葉山楽人。

・寛永二十年（一六四四）十月二十日

天海没。

・正保元年（一六四四）九月三日

紅葉山東照社廻を修理、奉行・高木正次、内藤正重、船越永景。

・正保元年（一六四四）九月十七日

二ノ丸東照社造営成り、遷宮。奉行・長坂信次。

・正保元年（一六四四）十一月十六日

紅葉山東照社廻の修理成りて、遷宮式。

・正保元年（一六四四）十一月十七日

家光、紅葉山東照社社参。

正保二年（一六四五）

東照社に「官号」宣下。これ以降「東照宮」となる。

・正保四年（一六四五）五月二十六日

二ノ丸東照宮改造。奉行・中根正次。

・慶安四年（一六五二）四月二十日

家光死去。

この年、家綱十一歳で將軍となる。保科正之これを補佐する。

・承応二年（一六五三）

この年から承応三年にかけて、紅葉山東照宮改造、大猷院靈屋造営、台徳院靈屋修理。

・承応三年（一六五四）八月

紅葉山東照宮正遷宮のため、勅使等下向。

・承応三年（一六五四）九月十六日

紅葉山東照宮正遷宮。これと同時に二ノ丸東照宮の神位を紅葉山に遷す。

・承応三年（一六五四）九月十七日

家綱、紅葉山東照宮社参。

・承応三年（一六五四）十一月十四日

二ノ丸東照宮の社殿を、川越の仙波に遷す。

・寛文七年（一六六七）

吉川惟足、家綱に召される。

・天和二年（一六八二）

吉川惟足、綱吉に幕府神道方に任ぜられる。

翻字「二丸権現様鶴記」

ここに翻字するのは、祐徳稲荷神社中川文庫に所蔵される一冊。本稿に述べた、寛永十四年四月一日の二ノ丸東照社地引の際、二羽の鶴が舞い降りた瑞兆を言祝いで作られた、天海・沢庵・羅山・光広らの文章を写したものである。既に述べたように、天海の祭文は漢文の「東照社縁起」に収

録されており、沢庵の頌と偈は『明暗双双集』巻之九雜著（『沢庵和尚全集』所収）に、羅山の記は『林羅山文集』に、光広の文と和歌は『黄葉集』にそれぞれ収められている。

このように、二ノ丸東照社に関する詩文を集めたものが写されて所蔵されているということは、本稿で述べてきたように、二ノ丸での瑞兆がいかに注目されていたかということを示していると思われる。また、この出来事については、『東京市史稿 皇城篇』の引用文献に示されるように、多くの史料に散見され、その広がり的一端をうかがうことはできる。だとすれば、他にも『二丸権現様鶴記』同様、単独で編集された書籍が存在するのではないかと想像されるのだが、残念ながら現在のところ管見に入ったものではなく、今後も探索が続けたい。

漢文には本文と同筆で詳細に訓点が施されている。異本注記もあり、校訂が行われたことを示している。この点からも、同種のものがいくつか存在したことが想像されよう。

末筆ながら、中川文庫の調査および本書の翻字・図版掲載をご快諾いただいた、祐徳稲荷神社宮司鍋島朝倫氏に感謝の意を表する次第である。

次に簡単な書誌を記す。

装丁 素紙共紙表紙 紙縫綴 寸法 横十六・一×縦十三・五センチメートル

トル

外題 「二丸権現様鶴記」 表紙中央に書き付け

印記 朱文方印「直郷之印」、朱文方印「中川文庫」

構成 天海の祭文 三丁半

沢庵の頌と偈 二丁

著者不明 一丁

羅山の記 四丁

光広の文と和歌 一丁半 以上全十二丁

【本文】

再拜々、敬白惟当来今月

今日撰定吉日良辰掛忝

東照大権現同躰異名山王

日光国家鎮主諸社宗廟

釈竜天峯々嶺々護法善

神惣而一万眷属五万八千

善女等言

征夷大將軍家光公致三業

相応誠捧白妙御幣調百

味礼奠欲羞尊神改清浄一才

勝地欲為繩張所先立従虚

空双鶴飛来靈瑞感応万民

銘肝殊勝誠哉神明無外茶

敬則頭祭席寂光非遙勤修

在道場

東照大権現親 乘鶴降臨

影向 指掌鶴 是諸仙乘鶴也

可謂君子化鶴 國主長久而

可祝千歲鶴 漢書曰宣帝即

位尊孝武廟 為代宗所巡 一ウ

狩至郡國 皆立廟告祠 代宗

廟日有白鶴集 後庭矣

鶴德広故取略不記也太奇

云

古伝云勝道講師弘仁七稔

四月詣日光山中禪寺 一七日夜

念誦經其間 大雨降 洗大

地 湖水揚浪山林土地悉振

動更不似日來 成恠 弥於社

檀前 恭敬禮拜誦經呪獻法 二才

施 渴仰合掌 応時嶽動 靜異

香薰地忽然 化一人乘鶴來

如天女 其姿端嚴美麗 以玉冠

璎珞 飾身 齡三十有余 一人束

帶把 笏衣冠正威儀 端嚴年

五十有余 髮黑白半 也一人

着狩衣白袴 負武器 形貌

鮮白 歲十五六計各敷鹿

皮 而列坐其外 隔庭異類

之神達 扈從眷屬前後 圍二二ウ

繞並 居勝道講師 跪踞深致

信心 矣 其時 雙鶴山中 與標茅

原于今有之 猶頼 標茅原

一切衆生我中 在限 御詠歌

誦人可尋

抑神葉七五三 付而神社 祝初

以降神社号 都卒内院 仏

寺名 金剛淨刹 以敬神 為

國采以祭祀為國法乱 本地

垂跡 施神化於日域中 祐雲 三才

祠於扶桑之境 玉墻 側成市

崇 金殿之類 樸林之間 繼踵

代々 聖主御宇 世々 執政時節

効驗既多 勝利誠新 故

夜間改旧宅 作祭祠 無數天

人申 供養 剎寶沙弥 以旧杖

加修造 轉非命業 佩長生符

小善猶尔 況尽七珎 投万物

乎若尔 征夷大將軍家光公

一天風和山呼方歲聲四海二三ウ
波靜水變千年衆病悉

除智惠之男本誓不誤衆
願令満足給噫急如律令

天海謔言

寬永十四年卯月如意珠日

東照大權現御宝前

(四行空白) 一四才

曰若熟思夫神立形質之

外其變在陰陽不測乃伸

天象之間無処不到更如地

中之水無処不在安曰水專

在是安曰神專在是譬如

瓶盛虛空餉千里隨処皆

得百処設廟則百神隨処

降千処設廟則千神隨処

降千神百神共其一家神也

今茲夏之孟大樹命土一四ウ

東照權現更始以令築廟子

時白鶴一双飛來憩其処玄

裳縞衣其羽儀端正而和氣

舒暢四顧以如含喜色少焉

遙向東飛遠過去人皆作希
有之思耳掌間鳥能扱木

扱而可得者松也木亦不可扱
鳥扱而可得者鶴也矧又松

当家樹則鶴豈不家禽

呼松者十百之歲霜而鶴者五才

十千之遐筭也聊雅其言以

頌神德云

頌曰

不問方処号信受忽降此敬

灌鬱鬱号昭臨以感其誠

水月涵影虛谷伝声在陰陽

不測号当靜而能動当動

而能靜立形質之外号於微而

能顯於顯而能微低託有口者

以宣今倚有翅者以飛僉曰神一五ウ

倚白鶴聊白鶴即神耶乃

若從其異者見之天地懸隔

從其同者見之豪釐無光

好執万年物而倚千年操

唯知示騰其茂世其家

寬永十四年丁丑孟夏吉辰

野釈 沢庵

宗彭上

（二行空白）

「六才

爵鬯之事

周易之風地觀之卦繇之辭曰

觀盥而不薦有孚顒若

傳義云盥謂祭祀之始盥手

酌爵鬯於地來神之時也薦

謂腥獻熟之時也盥者事之

始人心方尽其精誠嚴肅之

至也矣命疏云爵鬯煮鬱金

之草取汁釀黑秬一秬二米

者為酒々成則氣芬芳調暢」六ウ

故呼為鬯亦曰秬鬯矣

公緩切洗物曰盥

盥深手也又玩公切

（八行空白）

「七才

寬永丁丑之春改作

江城殿舎時相營中攸

築東照大権現廟基小笠原石近

大夫忠政奉

鈞命而監焉所謂宗廟為

先之禮肅如也胥議廟可

南面

幕下謂東南共可則宜心

神号而東面但從神意其」七ウ

唯闕乎三月十七日使佐久間

將監実勝告權僧正忠尊

実勝乃齊而往忠尊拜

靈前占闕之請言東一南二

探得一至于再至于三皆然

更書東南字于片紙括為

二丸探開得東字也人皆益

信鈞命之能称神旨昭

矣与頼朝之取闕定地遷

鶴岡于小林蓋其揆同其德」八才

厚者乎孟夏朔己亥郭内

所馴養之鶴兩隻相率來

守者隨追而返之少焉有双

鶴自空舞下規矩步見者

拱向人皆奇之既而指東而飛

惟夫鶴者羽族之靈長神仙

之騏驥也千齡之遐筭万呈

之風雲指蓬台而翻翰而日一
域以廻鶻鷲聖人在位則翔
集于旬昔黃帝會衆神而八ウ
鶴舞其右故曰声聞于天可
謂祥瑞矣

加之此鳥也漢宣帝祀世宗
廟集于庭章帝柴望代崇(岱宗カ)

來翔壇上皆是感其孝敬
之所使然也事已達於

台聽甚動喜色越郊乃予
所挾定廟壘督繩而祀后土

之吉辰也因表祝礼以奏舞
樂于使殿賜飲食于老臣九才

及近習輩時大僧正天海応
召拜謁焉樂訖纏頭者不

可勝數也且夫是日也姬君
降誕之辰当踰月也与唐帝

初産日有鶴飛舞亦可并
按焉慶之又慶不辛甚乎頃

幕下有不予色漸就平安
神今快賚眉寿則万歳之

慶与鶴筭育永久大平之瑞

与天地同無疆也惟神之九ウ
賜也祝而有余本朝昔大

倭姬以鶴所含而墜之稻穗
奉天照大神而得豊年号

伊勢大_一年宮又祭日_一本武尊
時有白鳥飛過其所到建祠

白鳥謂鶴也且鶴岳者
八幡太神之所棲止也皆是

非所謂神仙之騏驎乎逮
于延喜御宇勅礼部省

掌賀瑞之事瑞有上中下十才
以此鳥為上瑞以今觀之則其

德之盛大其孝之深厚高
踰古昔不翅万々而已嗚呼

神之格思不可度思矧可射
思謹応

台命 恭崇
靈威仰頌

上德 伏抒下情云爾
靈神如在勢巍然

勝地宮初夏天十ウ
双鶴繞壇珠樹影

従^{ヨリ}今新緑幾千年

寛永万年之十四年四月十七日

民部卿法印道春

拜書

(四行空白)

「十一才

時は卯月はしめにや

大樹の御めぐりの御鎮

守東照大権現の御社御

造替の地引おはし

まして人群のなせし

を其所人いつくともなく

白鶴ふたつおりき

たれり折しもあ

れ千とせの御宮居」十一ウ

もしるく舞くたりける

誠に御代のさかへも

あひをひならむ神の

御納受もそをしらせたまふ

なるへし延喜の御代

白鷺の聖徳になつき

けること世の中にいひ

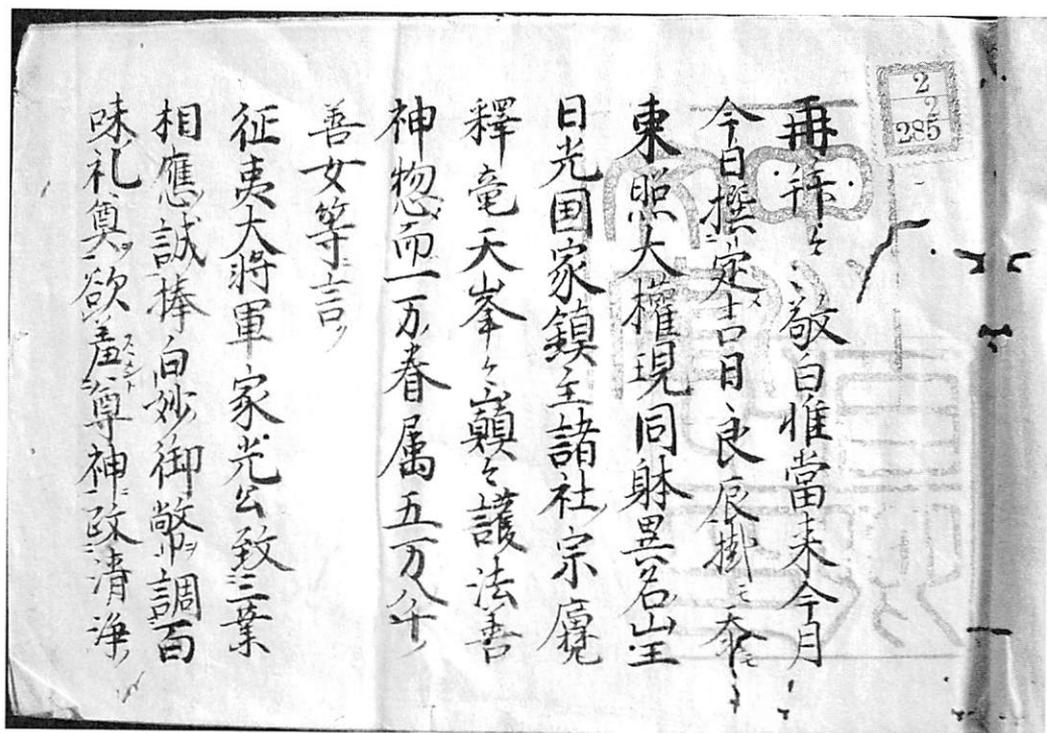


図1 1丁表

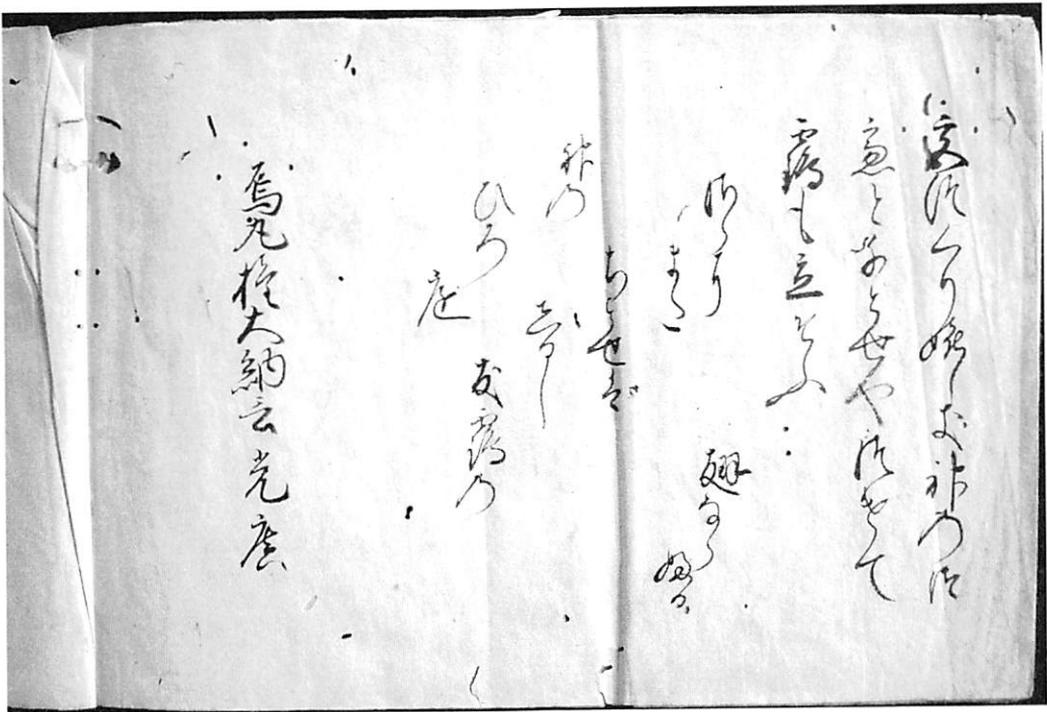


図2 12丁裏

ののしることなればあま

ねき御庭のとりけた

ものにも及ることは

抑治る御代かな」十二才

宮つくり嬉しき神の御

意と千とせやつけて

鶴も立そふ

さらにまたちとせはしるし友鶴の

翅ならふる

神のひろ庭

烏丸権大納言光広

「十二ウ

【主要参考文献】

- ・ 『將軍権力と天皇―秀吉・家康の神国観』シリーズ民族を問う2（高木昭作、青木書店、平成十五年）
- ・ 『徳川家光』人物叢書新装版（藤井讓治、吉川弘文館、平成九年）
- ・ 『寛永時代』日本歴史叢書39（山本博文、吉川弘文館、平成元年七月二十日）
- ・ 『徳川將軍と天皇』（山本博文、中央公論新社、平成十一年）
- ・ 『新訂増補徳川実紀』（国史大系、吉川弘文館）
- ・ 『吾妻鏡』（新訂増補国史大系、吉川弘文館）
- ・ 『御府内寺社備考』二（朝倉治彦解説、名著出版、昭和六十一年）

・「大日本仏教全書」第八十六卷寺誌部四（財団法人鈴木學術財団、講談社、昭和四十八年）

↓「東叡山諸堂建立記」一卷

↓「東叡山之記」一卷

↓「東叡山寛永寺子院記」一卷

・「天台宗全書」第二十四卷（天台宗典刊行会、第一書房、昭和四十九年）

↓「東叡山子院現住法脈記」一卷

↓「日光座主御歴代」一卷

↓「日光山列祖伝」三卷

↓「日光各院世代記」一卷

・「浅草寺志」十八卷（「浅草寺志」上・下（網野宥俊、名著出版、昭和五十一年））

↓松平冠山、文化十年。

・「浅草寺誌 全 附浅草名霊抄」（網野義紘、金龍山浅草寺、平成四年十二月）

↓文化四年丁卯秋、日下部利政自序

・「浅草寺史談抄」（網野宥俊、浅草寺、昭和五十七年）

・「本光國師日記」1～7（副島種経、統群書類従完成会、昭和四十四十六年）

・「慈性日記」史料纂集123・128（林観照、統群書類従完成会、平成十二年から平成十三年）

・「御府内備考統編」「御府内寺社備考」所収

・「東京市史稿 皇城篇」（東京市役所編纂兼発行、明治四十四年）

・「鶴岡八幡宮神主大伴系譜」「鶴岡叢書」「神道体系神社編」二十

・「鶴岡八幡宮諸職次第」「鶴岡叢書」所収

・「新編相模国風土記稿」「大日本地誌体系」所収

・「相中留恩記略 全」（有隣堂、昭和四十二年）

・「鶴岡八幡宮年表」（鶴岡八幡宮、平成八年）

・「江戸の宗教統制」日本人の行動と思想16（圭室文雄、評論社、昭和四十六年）

・「近世神道―儒家神道を中心として―」芳賀登「神道の展開」神道講座第二卷（桜楓社、平成三年）

・「近世仏教の位置づけと排仏論」高島元洋「日本の仏教」第四号（法蔵館、平成七年）

・「近世・近代神葬祭運動の諸相」遠藤潤「日本の仏教」第四号（法蔵館、平成七年）

・「教学の勃興と宗教政策」平重道・豊田武「会津若松史」第三卷会津藩の確立（会津若松市、昭和四十年）

・「特集 東照宮の信仰」季刊 悠久」九十七号（平成十六年）

・「連歌概説」（山田孝雄、岩波書店、昭和五十五年）

・「連歌の世界」（伊地知鐵男、吉川弘文館、平成七年新装版）

・「戦国を往く連歌師宗長」角川叢書11（鶴崎裕雄、角川書店、平成十二年）

・「連歌の史的研究」（福井久蔵、有精堂出版、昭和四十四年）

・「近世連歌旧事考―丙寅連歌記」福井毅「皇学館大学紀要」第八輯（昭和四十五年）

・「御城連歌諸本考」福井毅「皇学館大学紀要」第九輯（昭和四十六年）

・「御城連歌連衆勤仕稿」福井毅「皇学館大学紀要」第十三輯（昭和五十年）

・「江戸の連歌師―文化八年の柳営連歌から」鹿倉秀典「論集近世文学」4（平成四年）

・「柳営連歌の消長」綿拔豊昭「国語と国文学」第七十一巻五号（平成六年）

・「祈禱連歌のことども」棚町知彌「国語と国文学」第七十一巻五号（平成六年）

・「柳営連歌 発句・連衆一覧」鶴崎裕雄「帝塚山学院短期大学研究年報」第42号（平成六年）

・「江戸幕府柳営連歌の連衆」鶴崎裕雄「帝塚山学院短期大学研究年報」第45号（平成七年）

・「將軍の連歌」入口敦志「江戸文学」第三十一号（平成十六年）

・「稻荷社と柳営連歌」入口敦志「朱」第四十八号（平成十七年）

・「連歌御由緒考」入口敦志「社家文事の地域史」（思文閣出版、平成十七年）

・「松の春」（静嘉堂文庫蔵）

・「雅楽通解」楽史篇（芝祐泰編）

・「東照社縁起」続々日本絵巻大成 伝記・縁起篇8（小松成美、中央公

論社）

・「東照宮縁起絵巻の成立―狩野探幽の大和絵制作―」畑麗「国華」第七十二号（昭和五十九年）